平成19年8月1日 水戸市告示第160号

(目的)

第1条 この要項は、本市の財産、印刷物等(広報みと及びインターネットホームページを除く。以下「市有財産等」という。)に広告を掲出し、又は掲載すること(以下「広告掲出等」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲出等の範囲)

- 第2条 広告掲出等は、本市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、市有財産等の用途又は目的を妨げないものでなければならない。
- 2 広告掲出等をすることができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 法令(水戸市行政手続条例(平成7年水戸市条例第39号)第3条第2号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に掲げる 営業に関するもの
  - (4) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
  - (5) 政治活動に係る広告,宗教活動に係る広告,意見広告,個人的宣伝,求人広告その他これらに類するもの
  - (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出等が適当でないものとして市長が別に定めるもの (広告の公募)
- 第3条 広告の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の公募は、次の各号に掲げる事項を市の広報紙、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。
  - (1) 広告掲出等をする市有財産等
  - (2) 広告掲出等をする位置及びその方法
  - (3) 広告の規格及び枠数
  - (4) 広告掲出等をする期間
  - (5) 掲出料又は掲載料(以下「掲出料等」という。)の基準となる額
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市有財産等の性質に応じて市長が必要と認める事項 (広告掲出等の申込み)
- 第4条 広告掲出等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 広告掲出等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (2) 広告掲出等の内容

- (3) 広告の規格及び枠数
- (4) 広告掲出等をする期間
- 2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 広告の図案等その内容が分かるもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市有財産等の性質に応じて市長が必要と認めるもの (広告掲出等の決定等)
- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、広告掲出等を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。
- 2 市長は、市有財産等の性質上必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(広告に関する責任)

第6条 前条第1項の規定による広告掲出等の決定を受けた者(以下「広告掲出者」という。)は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、第三者から苦情等があった場合は、自らの責任において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 広告掲出者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲出料等)

- 第8条 広告掲出者は、市長が定める期限までに、掲出料等を納付しなければならない。ただし、次の 各号に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 法令に基づく広告掲出等であるとき。
  - (2) 国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共のためにする広告掲出等であるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の掲出料等の額は、類似の取引事例を勘案して市有財産等ごとに定めるものとする。 (掲出料の還付)
- 第9条 既納の掲出料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付するものとする。
  - (1) 広告掲出者の責めによらない理由により、広告掲出等をすることができなくなったとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(広告掲出等の取消し)

- 第10条 市長は、広告掲出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出等の決定を取り消すことができる。
  - (1) 広告掲出等の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 市長の指定する期日までに掲出料等を納付しなかったとき。

(原状回復等)

第11条 広告掲出者は、広告掲出等を終えたとき、又は前条の規定により広告掲出等の決定を取り消されたときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。ただし、印刷物に広告を掲載したときその他市長が認めるときは、この限りでない。

(水戸市広告審査委員会の設置等)

- 第12条 次の各号に掲げる事項について審議をするため,水戸市広告審査委員会(以下「委員会」という。) を置く。
  - (1) 第5条の規定による広告掲出等の決定に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、財務部長をもって充てる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

みとの魅力発信課長 総務法制課長 財産活用課長 財政課長

(委員長)

- 第13条 委員長は、広告掲出等の内容に応じて必要と認めるときに委員会を招集する。
- 2 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係職員の出席)

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、財務部財政課において行う。

(適用除外)

第16条 第4条から第11条までの規定は、法令の規定に基づき許可を受けた広告掲出等については、適用しない。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に市有財産等に掲出し、又は掲載されている広告については、なお従前の例による。

付 則 (令和6年8月29日告示第292号)

この要項は、公布の日から施行する。